

和歌山市川端龍子賞等表彰実施要領

1. 趣旨 和歌山市の美術教育の振興を図る。
2. 主催 和歌山市教育委員会
3. 表彰の種類
 - (1) 和歌山市川端龍子賞（団体賞）
 - (2) 和歌山市幼児児童生徒川端龍子賞（個人賞）
4. 表彰内容及び方法
 - (1) 和歌山市川端龍子賞（団体賞）について
 - ①応募単位
 - ・学校（園、所）単位とする。
 - ・受賞は下記部門から各1校（園、所）までとする。
 - 保育所・認定こども園・幼稚園部門（4歳児クラス以上）
 - 小学校部門
 - 中学校部門
 - 高等学校部門
 - *特別支援学校及び義務教育学校の児童生徒や中等教育学校、高等専門学校（第3学年まで）の学生は年齢に照らして各部門に応募
 - ②応募資格

本市の区域内に所在する保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校（以下「団体」という。）
 - ③審査の視点と方法
 - ・幼児、児童、生徒の作品が、発達段階に応じて表現されていること。
 - ・各団体の全体的な取組であること。
 - ・取組は各種コンクールの入賞結果のみによらず、造形活動全般や鑑賞活動、教育環境等も対象とする。
 - ・応募多数の場合は、選考委員会事務局で事前審査をしたうえ、選考委員会の選考を経て教育委員会で決定する。
 - ④詳細は募集要項による。
 - (2) 和歌山市幼児児童生徒川端龍子賞（個人賞）について
 - ①応募単位
 - ・個人単位とする。
 - ・受賞は下記部門から各5点までとする。
 - 保育所・認定こども園・幼稚園部門（4歳児クラス以上）
 - 小学校低学年部門（小学校1学年・2学年・3学年）
 - 小学校高学年部門（小学校4学年・5学年・6学年）
 - 中学校部門
 - 高等学校部門
 - *特別支援学校及び義務教育学校は年齢に照らして各部門に応募

②応募資格

- ⑦本市の区域内に所在する保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校に在籍する幼児（4歳児クラス以上）、児童又は生徒
- ⑧本市の区域外に所在する保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は高等専門学校（第1学年から第3学年に限る）に在籍する幼児（4歳児クラス以上）、児童、生徒又は学生で、本市に住所を有するもの

③応募作品

描画や版画等平面を主とする作品で、募集要項記載の期間中に制作した未発表のもの

④応募方法

- ・1人1点。②の⑦のものについては学校単位で作品を取りまとめ提出する。②の⑧のものについては個人で直接応募する。

⑤審査の観点と方法

- ・幼児、児童、生徒の作品が、発達段階に応じて表現されていること。
- ・応募多数の場合は、選考委員会事務局で事前審査をしたうえ、選考委員会の選考を経て教育委員会で決定する。

⑥詳細は募集要項による。

(3) 選考委員

和歌山市川端龍子賞等選考委員会条例に基づき、教育委員会が委員を委嘱又は任命する。

なお、選考委員会事務局は和歌山市教育委員会事務局内におき、指導主事等が選考までの事務や表彰に係る事務を行う。

(4) 表彰

表彰内容は募集要項で定める。表彰は、原則として募集年度の3月に和歌山市役所を会場として被表彰者に贈るものとする。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。